

## 市立学校講堂設備使用者の遵守事項

1. 地域全体で使用できるよう、使用者は次のことを守ってください。
  - (1) 使用者の安全管理には十分注意するとともに、施設、設備、または用具等を破壊しないこと。特に、火災予防に十分配慮しその体制を整えること。
  - (2) 予期しない事故、災害等が考えられるので救急箱の準備をはじめ応急処置ができる体制を整えること。またスポーツ傷害保険の加入等、事故に備えておくこと。
  - (3) 使用時間を厳守して、承諾された内容以外で使用しないこと。また体育館以外に立入らないこと。トイレ、手足洗場の使用については清潔と美化に努めること。
  - (4) 自転車は定められた場所以外には駐輪しないこと。路上等の迷惑駐車はしないこと。  
**学校敷地内は駐車禁止です。敷地内への車の乗り入れは、原則として荷物の搬出・搬入時のみ可能とします。**
  - (5) 近隣の住民のみなさん等に迷惑をかける不必要な発声、またはボールの投入等ほしくないこと。
  - (6) 使用に際し生じたゴミは学校に残さず使用団体ごとにまとめて持ち帰ること。ジュースの缶及びビン類も必ず持ち帰ること。
  - (7) **学校敷地内は禁煙です。門の外側でも学校敷地になっているところもあります。近隣にお住まいの方々及び子どもたちの迷惑にならないよう、学校付近での喫煙はご遠慮ください。**
  - (8) 天候、その他の理由によって使用できないことがあるので、学校関係者等の指示に従うこと。
  - (9) 団体の責任者は、この「使用者の遵守事項」を対戦相手も含め使用者全員が守るように努めること。
- (10) **使用団体が建物、附属物または器具等を破損した場合は、その使用団体に弁償いただきますが、その額及び支払い方法等は、教育委員会事務局事務担当者と連絡を取りすみやかに処置してください。**
2. **学校体育施設の使用にあたっては近隣住民のみなさんの迷惑にならないよう、十分に配慮を行ってください。**
3. 大雨警報・洪水警報・暴風警報が豊中市に発令されている場合のご使用については、警報発令時、学校は休校となることから、ご使用される方々の安全を第一に考え、学校体育施設ご使用に関してもご使用を控えていただきますようお願いいたします。  
※ 警報発令時、学校が避難所になる場合もございます。その際は団体代表者(事務担当者)様あてご連絡させていただきますのでご協力よろしくをお願いいたします。
4. 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施してください。特に夏季使用時、暑さ指数が「危険」となっている場合は、活動の中止や、見直し等柔軟に対応を検討してください。
5. 使用者の遵守事項に違反した場合、または翌日以降の学校教育に支障が出た場合は、以後の使用を認めないことがありますので、ご注意ください。